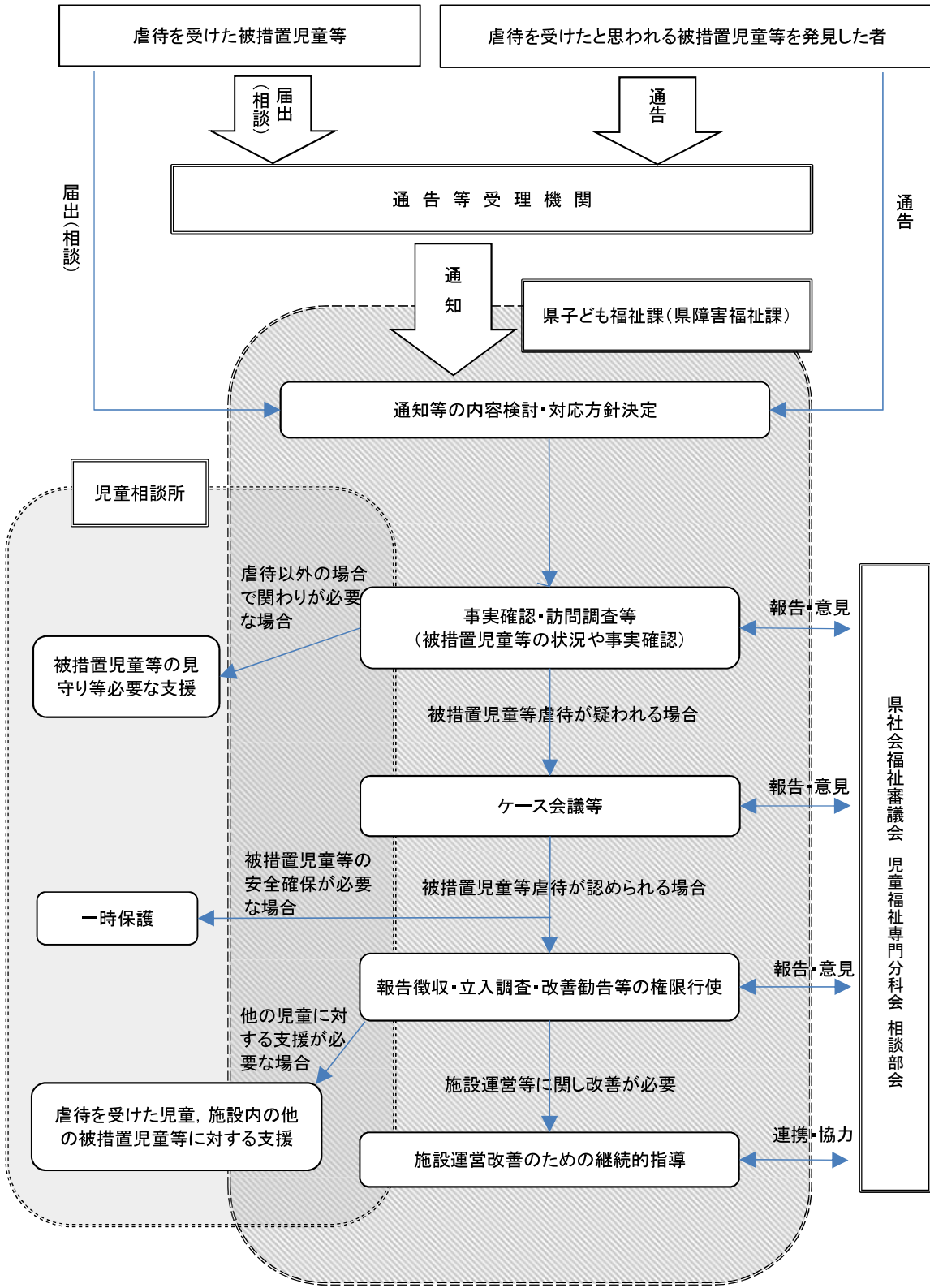


鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアル

平成25年3月

鹿児島県保健福祉部

被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)



目 的

第1章 被措置児童等虐待の定義・種類（法第33条の10）	
1 被措置児童等虐待の概要	1
2 施設職員等	1
3 被措置児童等	1
4 被措置児童等虐待の種類	2
5 児童虐待防止法との関係	4
第2章 被措置児童等虐待の対応	
1 通告・届出等に関する体制等	5
2 初期対応	5
（1）通告等受理機関が通告等を受ける際の対応	
（2）通告等受理後の対応	
（3）通告等及び通知を受理した後の県子ども福祉課（県障害福祉課）の対応手順	
（4）被措置児童等が県外からの措置若しくは県外への措置（広域措置）の場合	
3 被措置児童等の状況の把握及び事実確認等（法第33条の14第1項、第2項）	8
4 被措置児童等に対する支援	9
5 施設等への指導等（法による権限含む）	9
（1）被措置児童等虐待に関する検証	
（2）施設等への指導方策等の検討	
（3）再発防止策	
（4）児童福祉法による権限規定	
6 相談部会の体制・対応	10
（1）相談部会の役割	
（2）相談部会への通告等の対応	
（3）県子ども福祉課（県障害福祉課）による相談部会への報告	
（4）相談部会による意見、調査等	
7 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表（法第33条の16）	12
第3章 被措置児童等虐待の予防等	
1 県の取り組み	12
2 施設等の取り組み	12
（1）風通しのよい組織運営	
（2）開かれた組織運営	
（3）職員の研修、資質向上	
（4）子どもの意見をくみ上げる仕組み等	
別紙 被措置児童等虐待通告等受理票	15
参考 関係機関連絡先	16

目 的

この鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアルは、本県が所管する児童福祉施設等へ措置等されている子どもの権利擁護という観点から、被措置児童等虐待防止の対策を講じるにあたり、関係機関等における虐待通告等の受理後の措置や、虐待発生時の施設への指導などについて、児童福祉法（以下「法」という。）のほか、厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に準拠し定めるものである。

第 1 章 被措置児童等虐待等の定義（法第33条の10）

1 被措置児童虐待の概要

施設職員等が、委託された児童、入所する児童または一時保護を加え、もしくは加えることを委託された児童に対し、その身体に外傷を生じさせるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことをいう。

2 施設職員等

施設職員等とは、以下の①から⑤をいう。

- ① 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者
- ② 里親若しくはその同居人
- ③ 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④ 指定医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

3 被措置児童等

被措置児童等とは、以下の①又は②をいう。

- ① 以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・ 小規模住居型児童養育事業者
 - ・ 里親
 - ・ 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・ 指定医療機関

※ なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、法律上は対象事業者・施設には含まれていないが、対象事業者・施設の対応に準じ対応するものとする。

② 以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ・ 法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

4 被措置児童等虐待の種類

(1) 身体的虐待

被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

— 具体例 —

打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為

(2) 性的虐待

被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

— 具体例 —

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィ等を見せる

(3) ネグレクト

被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

— 具体例 —

- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴させない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど
- ・ 同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
- ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
- ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行うなど

(4) 心理的虐待

被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具 体 例

- ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・ 被措置児童等を見捨てたり、拒否的な態度を示すなど
- ・ 被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・ 被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・ 他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・ 適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する
- ・ 他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・ 感情のままに、大声で指示したり叱責したりする

参 考：懲戒に係る権限の解釈（厚生労働省監修「子どもの権利を擁護するために」より）

(1) 懲戒に係る権限

「懲戒」とは、法律的には、「親権者による子の監護教育上から見ての子の非行、過誤を矯正善導するために、その身体または精神に苦痛を与える制裁」などと定義され、親権者のひとつの権限とされている。（民法第822条）そして、法第47条により、児童福祉施設の長にも、その施設で養育している子どもについて、この懲戒に係る権限、すなわち子どもの福祉のための懲戒権が認められている。しかしながら、懲戒行為の方法や程度が「子どもを心身ともに健やかに育成する目的」から見て、必要かつ相当な範囲を超える場合は、「懲戒権の濫用」となり、最低基準（県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条）に抵触することになる。

(2) 懲戒の範囲

どこまでの懲戒が許されるのかについては、その子どもの年齢、健康および心身の発達の状況、その子どもと職員の関係、懲戒のなされる場所及び時間的環境など、様々な事情が考慮されなければならない。簡単にマニュアル化できる画一的な基準を設けることは困難である。しかし、いかなる場合においても、体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されない。

なお、子どもの強い自傷行為や他の子ども・職員などへの加害行為を阻止するなど差し迫った危険のある場合に、本人又は他人の身体や精神を保護するために、その子どもの身体に対して必要最小限の範囲で一定の強制力を加えることは、懲戒ではなく許されると考えられている。

5 児童虐待防止法との関係

(1) 施設職員が行う虐待について

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）に規定する児童虐待の対象ではないが、被措置児童等虐待の対象に該当する。

(2) 里親や施設長について

児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、さらに被措置児童等虐待にも該当する。

(3) 法の適用について

児童虐待防止法及び法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法（児童福祉法）において被措置児童等虐待の対策を講じるという法の趣旨を踏まえ、第一義的には、法に基づく措置を優先して講じることとする。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜査等の対応も可能である。

なお、法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告を要しないものとされている。（法第33条の12第2項）

第2章 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

1 通告・届出等に関する体制等

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに通告受理機関へ通告しなければならない。（法第33条の12第1項）

発見者が施設職員の場合であっても同じである。この場合、通告したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは受けない。（法第33条の12第5項）

また、被措置児童等も、被措置児童等虐待を受けた旨を、届出受理機関へ届け出ることができる。（法第33条の12第3項） なお、児童相談所は子どもを施設等に措置等する際、届出等について子どもに説明しておく。

通告・届出等受理機関（以下「通告等受理機関」という。）は次表のとおり。

発見者からの通告受理機関	被措置児童等からの届出受理機関
<ul style="list-style-type: none">・ 県子ども福祉課・ 県障害福祉課・ 各児童相談所（中央・大隅・大島）・ 各地域振興局・支庁・事務所（児童福祉所管部署）・ 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会・ 市町村（児童福祉所管部署等） ※児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。	<ul style="list-style-type: none">・ 県子ども福祉課・ 県障害福祉課・ 各児童相談所（中央・大隅・大島）・ 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会

2 初期対応

(1) 通告等受理機関が通告等を受ける際の対応

① 留意事項

通告等を受理した場合は、まず通告者や届出者に不安を与えないよう配慮するとともに、正確な事実を把握するため、虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するか等の判断材料となるよう情報を整理する。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られない状況の場合も、同様に扱う。

相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める。

匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞くとともに、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とする。

② 確認事項（通告等受理機関共通）

被措置児童等虐待通告等受理票（別紙）を活用し、可能な限り詳細な情報を記録する。

被措置児童等本人以外からの相談・通告

- ・ 虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名，居所（施設名等）
- ・ 虐待の具体的な状況（虐待の内容，時期，施設等の対応）
- ・ 被措置児童等の心身の状況
- ・ 虐待者と被措置児童等との関係，他の関係者との関係
- ・ 相談者，通告者の情報（氏名，連絡先，虐待者や被措置児童等との関係等
- ・ 特に，被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については，可能な限り把握する

被措置児童等本人からの相談・通告

- ・ 虐待の内容や程度
- ・ 被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・ 被措置児童等との連絡方法
- ・ 可能な範囲で，被措置児童等本人以外から相談・通告を受理する際に確認する事項と同じ事項について把握する

③ 確認事項（児童相談所）

被措置児童等からの電話により届出があった場合においては，可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう，あるいは来所できないとしても，児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え，具体的な段取り等について相談し，またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝える。

手紙による届出があった場合には，子どもが特定できる場合には，子どもの状況を把握するとともに，可能であれば子どもに連絡を取り，電話等による場合と同様，児童相談所への来所等について，子どもと相談する。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には，被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ，被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるかどうか等について判断する。

(2) 通告等受理後の対応

通告等受理機関である各児童相談所、市町村、各地域振興局・支庁・事務所等は、通告等を受理した後、速やかに県子ども福祉課（県障害福祉課）へ通知する。

児童相談所が通告等を受理した場合、緊急的な対応が必要な場合は、直ちに一時保護等の必要な措置を講じる。

緊急的な対応が必要な場合

- ・ 被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・ 施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある
- ・ 被措置児童等が精神的に追い詰められている 等

(3) 通告等及び通知を受理した後の県子ども福祉課（県障害福祉課）の対応手順

- ・ 県子ども福祉課（県障害福祉課）は、通告等及び通知を受けた場合は、速やかに県保健福祉部長に報告する。
- ・ 本県内児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告等及び通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡する。
- ・ 県外から措置された被措置児童等に係る通告等及び通知であれば、措置した都道府県（担当部署）に連絡する。
- ・ 個別の事案の緊急性等を踏まえ、児童相談所との連携・役割分担など体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにする。この際、緊急的な対応が必要な場合は、児童相談所と連携して、直ちに一時保護等の措置を検討する。
- ・ 通告等からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てる。

(4) 被措置児童等が県外からの措置若しくは県外への措置（広域措置）の場合

通告等への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管若しくは里親認定を行った都道府県（担当部署）が行うこととなっている。（厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドライン」）

この際、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、相手方都道府県（担当部署）と連携を図りながら対応する。

3 被措置児童等の状況の把握及び事実確認等（法第33条の14第1項第2項）

県子ども福祉課（県障害福祉課）と児童相談所は協力して、複数の職員による体制を組むなど、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握する。

通告等及び通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職の立ち会いも検討する。

一時保護所における虐待の通告等があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員（県子ども福祉課、児童相談所）が調査を行うことや、事実確認の段階から県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会（以下「相談部会」という。）委員の協力を得るなど、調査の客観性を担保できる体制となるよう配慮する。

なお、通告等の内容から被措置児童等虐待の疑いが強い場合、県子ども福祉課（県障害福祉課）は県社会福祉課と協力して、法第46条第1項に基づき速やかに立入検査を実施する。

○調査の方法の例

- ・ 虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・ 施設職員等への聞き取り
- ・ 施設等における日誌等の閲覧
- ・ 被措置児童等の居室等の生活環境の確認

○把握が必要な情報の例

- ・ 被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・ 当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・ 被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・ 施設等から関係機関への連絡状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）
- ・ 他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・ 他の被措置児童等への影響

○調査を行う際の注意事項

- ・ 全ての被措置児童等や施設職員等を実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する。
- ・ 子どもからの聞き取りにおいては、配慮に欠けた対応によって傷つくこと（二次被害）がないよう、子どもの状況や心情に配慮した対応をする。
- ・ 複数の職員が行う場合は、質問事項をあらかじめ決めておく。

被措置児童等や施設等についての調査により把握した状況と事実を踏まえ、県子ども

も福祉課（県障害福祉課）と児童相談所は、被措置児童等に対する支援方針を検討する。

4 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、県子ども福祉課（県障害福祉課）は児童相談所と協力し、相談部会等の意見も取り入れながら被措置児童等に対し次のような支援を行う。

- ・ 虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・ 当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・ 必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・ 当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には、支援を受けられるような条件整備
- ・ 児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア等

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保する。

県子ども福祉課（県障害福祉課）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、必要に応じて被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行う。

5 施設等への指導等（法による権限含む）

施設等に対する指導等にあたり、県子ども福祉課（県障害福祉課）は、必要に応じて県社会福祉課指導監査班とともに以下の対応を行う。

（1）被措置児童等虐待に関する検証

県子ども福祉課（県障害福祉課）は、被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、児童相談所等と協力し、相談部会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行う。

- ・ 当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・ 施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・ 再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

(2) 施設等への指導方策等の検討

(1) の検証を踏まえ、施設等や法人に対し、場合によっては、法第46条又は社会福祉法第70条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行う。

また、県が施設に対する指導・勧告・命令等を行うにあたっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、法人組織として対応した結果を踏まえて行うとともに、対応後は速やかに相談部会に報告する。

(3) 再発防止策

特に、施設の場合は、引き続き入所する被措置児童等への影響や施設職員への影響にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等の問題が起こりにくい組織・システムとしていくよう支援する。

(4) 児童福祉法による権限規定

第30条の2		小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の5	第1項	小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の6		小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	児童養護施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	児童養護施設の設置者に対する事業停止命令

6 相談部会の体制・対応

(1) 相談部会の役割（法第33条の15）

<ul style="list-style-type: none">・ 被措置児童等虐待通告・届出を受けること・ 県の講じた措置等について報告を受けること・ 必要に応じ、県に対し意見を述べること・ 必要に応じ、調査を行うこと

(2) 相談部会への通告等の対応

相談部会への通告等の受け付けは、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会事務局(県子ども福祉課)で行い、受理された通告等を速やかに委員や県障害福祉課(障害児入所施設関係の場合)へ連絡する。

(3) 県子ども福祉課(県障害福祉課)による相談部会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、県子ども福祉課(県障害福祉課)は、以下の事項について相談部会へ報告しながら引き続き対応を行う。

- ・ 通告等がなされた施設等の情報(所在地、施設種別等)
- ・ 被措置児童等虐待を受けた又は、受けたと思われる児童の状況(性別、生年月日、年齢、家族の状況、その他心身の状況)
- ・ 確認できた被措置児童等虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- ・ 虐待を行った施設職員等の氏名、性別、生年月日、年齢、職種
- ・ 県において行った対応
- ・ 虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

(4) 相談部会による意見、調査等

相談部会は、必要に応じて県の対応方針等について意見を述べることができる。

県子ども福祉課(県障害福祉課)は、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、相談部会の専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることができる。

さらに、相談部会は、県子ども福祉課(県障害福祉課)だけでは調査が困難な場合や、県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて関係者からの意見の聴取や資料の提供を求めることができる。

7 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表（法第33条の16）

県子ども福祉課（県障害福祉課）は、毎年度、被措置児童等虐待の事実確認を行った結果、虐待が行われたと認められた事案について、次の項目を公表する。この際、適当でないと思われる項目については公表を差し控えるなど、虐待を受けた被措置児童や他の児童への影響に配慮する。

○被措置児童等虐待の状況

- ・ 虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢、心身の状態等）
- ・ 被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

○被措置児童等虐待に対して県が講じた措置

- ・ 報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等

○その他の事項

- ・ 被措置児童等虐待があった施設等の種別、小規模住居型養育事業、里親、一時保護所の別
- ・ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

なお、この定期的な公表は、県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものであり、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与える趣旨ではない。

第3章 被措置児童等虐待の予防等

1 県の取り組み

県は、施設等における、被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合には再発防止を図るために、施設等が以下の事項に取り組むよう指導する。

また、ケアのあり方や権利擁護を図るための取り組み方法などについて、県内の関係者が共通の認識を持ち、連携を深め、それぞれの地域でよりよいケアが行うことができる体制づくりを進めていく。

なお、県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施する。

2 施設等の取り組み

（1）風通しのよい組織運営

被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者一人で抱え込むことがないようにする。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって一人の子

どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要である。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことであるが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性がある。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しの良い組織作りに努める。

(2) 開かれた組織運営

第三者委員会の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにする。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要である。

(3) 職員の研修、資質向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがある。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともある。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要である。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要である。

また、県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できる。

(4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

施設等においては、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、子どもの意向や意見を確認し、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、子ど

もが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要である。

また、「子どもの権利ノート」等を活用し、子ども自らの権利を理解するための学習を進めることも重要である。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要である。

被措置児童等虐待通告等受理票

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (電話 ・ FAX ・ 手紙 ・ メール ・ 来所)	受理者	
------	--	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト (養育の怠慢・放棄) 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 (虐待の内容, 時期, 子どもの心身の状態, 施設等の対応, 特に注意を要する事項について)	

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・() 学校・その他				学年等	
児童相談所	中央・大隅・大島 県外 ()			措置年月日	平成 年 月 日	
施設等	名称					
	所在地					
	代表者	担当者名・職名				

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	年 月 日
児童との関係				役職名		

通告者について

氏名		男・女	児童との関係			
匿名希望	有・無	所属等		連絡先		

参 考

関係機関連絡先

県庁

名 称	電 話	所 在 地
子ども福祉課	099-286-2771	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
障害福祉課	099-286-2749	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

児童相談所

名 称	電 話	所 在 地
中央児童相談所	099-264-3003	〒891-0175 鹿児島市桜ヶ丘六丁目12
大隅児童相談所	0994-43-7011	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6
大島児童相談所	0997-53-6070	〒894-0012 奄美市名瀬小俣町20-2

地域振興局・支庁・事務所

名 称	電 話	所 在 地
鹿児島地域振興局 地域保健福祉課	099-272-6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1
南薩地域振興局 地域保健福祉課	0993-53-8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原2丁目1-1
北薩地域振興局 地域保健福祉課	0996-23-3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1
始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課	0995-44-7965	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16
大隅地域振興局 地域保健福祉課	0994-52-2123	〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6
熊毛支庁 地域保健福祉課	0997-22-1138	〒891-3192 西之表市西之表7590
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997-46-2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650
大島支庁 地域保健福祉課	0997-57-7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3
瀬戸内事務所 福祉課	0997-72-0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36
喜界事務所 福祉係	0997-65-0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14
徳之島事務所 福祉課	0997-82-0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216
沖永良部事務所 総務福祉課	0997-92-0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1

県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会

名 称	電 話	所 在 地
相談部会（県子ども福祉課内）	099-286-2771	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

市町村（児童福祉所管部署等）

名 称	電 話	所 在 地
鹿児島市 子育て支援推進課	099-224-1111	〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
鹿屋市 子育て支援課	0994-43-2111	〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1
枕崎市 福祉課	0993-72-1111	〒898-8501 枕崎市千代田町27
阿久根市 生きがい対策課	0996-73-1211	〒899-1696 阿久根市鶴見町200
出水市 こども課	0996-63-2111	〒899-0292 出水市緑町1-3

名 称	電 話	所 在 地
指宿市 地域福祉課	0993-22-2111	〒891-0497 指宿市十町2424
西之表市 福祉事務所	0997-22-1111	〒891-3193 西之表市西之表7612
垂水市 保健福祉課	0994-32-1111	〒891-2192 垂水市上町114
薩摩川内市 子育て支援課	0996-23-5111	〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22
日置市 福祉課	099-273-2111	〒899-2592 日置市伊集院町郡1-100
曾於市 福祉事務所	0986-76-1111	〒899-8692 曾於市末吉町二之方1980
霧島市 児童福祉課	0995-45-5111	〒899-4394 霧島市国分中央3-45-1
いちき串木野市 福祉課	0996-32-3111	〒896-8601 いちき串木野市昭通和133-1
南さつま市 福祉課	0993-53-2111	〒897-8501 南さつま市加世田川畑2648
志布志市 福祉課	099-474-1111	〒899-7492 志布志市有明町野井倉1756
奄美市 福祉政策課	0997-52-1111	〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8
南九州市 福祉課	0993-83-2511	〒897-0392 南九州市知覧町郡6204
伊佐市 福祉事務所	0995-23-1311	〒895-2511 伊佐市大口里1888
始良市 児童福祉課	0995-66-3111	〒899-5492 始良市宮島町25
三島村 民生課	099-222-3141	〒892-0821 鹿児島市名山町12-18
十島村 住民課	099-222-2101	〒892-0822 鹿児島市泉町14-15
さつま町 福祉課	0996-53-1111	〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2
長島町 町民福祉課	0996-86-1111	〒899-1498 出水郡長島町鷹巣1875-1
湧水町 福祉課	0995-74-3111	〒899-6292 始良郡湧水町木場222
大崎町 保健福祉課	099-476-1111	〒899-7305 曾於郡大崎町假宿1029
東串良町 福祉課	0994-63-3131	〒893-1693 肝属郡東串良町川西1543
錦江町 保健福祉課	0994-22-0511	〒893-2392 肝属郡錦江町城元963
南大隅町 町民福祉課	0994-24-3111	〒893-2501 肝属郡南大隅町根占川北226
肝付町 福祉課	0994-65-2511	〒893-1207 肝属郡肝付町新富98
中種子町 福祉政策課	0997-27-1111	〒891-3692 熊毛郡中種子町野間5186
南種子町 保健福祉課	0997-26-1111	〒891-3792 熊毛郡南種子町中之上2793-1
屋久島町 福祉事務所	0997-43-5900	〒891-4207 熊毛郡屋久島町小瀬田469-45
大和村 保健福祉課	0997-57-2111	〒894-3192 大島郡大和村大和浜100
宇検村 保健福祉課	0997-67-2211	〒894-3392 大島郡宇検村湯湾915
瀬戸内町 町民課	0997-72-1111	〒894-1592 大島郡瀬戸内町古仁屋船津23
龍郷町 町民課	0997-62-3111	〒894-0192 大島郡龍郷町浦110
喜界町 保健福祉課	0997-65-1111	〒891-6292 大島郡喜界町大字湾1746
徳之島町 保健福祉課	0997-82-1111	〒891-7192 大島郡徳之島町亀津7203
天城町 保健福祉課	0997-85-3111	〒891-7692 大島郡天城町平土野2691-1
伊仙町 保健福祉課	0997-86-3111	〒891-8293 大島郡伊仙町大字伊仙1842
和泊町 町民支援課	0997-92-1111	〒891-9192 大島郡和泊町和泊10
知名町 保健福祉課	0997-93-3111	〒891-9295 大島郡知名町知名307
与論町 町民福祉課	0997-97-3111	〒891-9301 大島郡与論町茶花32-1